

平成 31 年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。第 10 条第 1 号において「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 県は、高知県公立大学法人（以下「補助事業者」という。）が実施する施設等整備事業に対して予算の範囲内で補助することにより、高知県立大学及び高知工科大学における施設等の整備を推進し、もって教育研究及び地域貢献活動を促進する。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この条において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、

又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するために、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。）をしようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の収入及び収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、前条各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、別記第3号様式による補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(概算払等)

第9条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による請求書によらなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が必要があると認めるとき。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 知事は、補助事業者が前項に掲げる財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(グリーン購入)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する

ときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号及び第 6 号、第 7 条第 3 項、第 10 条、第 11 条並びに第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
施設整備	施設の新築、増築、改築及び大規模修繕に要する経費（工事費及び設計費を含む。）	定額
設備整備	既存建築物に附帯する設備の整備に要する経費（設備費、設計費及び工事費を含む。）	

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地

法人名

代表者

（生年月日

印

）

平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金交付申請書

平成31年度高知県立大学法人施設等整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、別紙関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

平成 31 年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金交付申請額（内訳書）

事業概要				
事業期間	着手予定年月日：平成 年 月 日		完了予定年月日：平成 年 月 日	
事業費	内 訳	事業費	補助対象経費	県補助額
		円	円	/
	合 計			

（添付書類）

- 1 事業実施に要する経費の算出に必要な資料（見積書、積算書及び仕様書等）
- 2 事業スケジュールが分かる資料
- 3 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- 4 1 から 3 までに掲げる書類のほか、参考となる書類

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
法人名
代表者



平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金変更（中止・廃止）申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）事項及びその内容

2 変更（中止・廃止）する理由

3 （変更の場合）変更交付申請額 円
（交付決定済額 円）

別紙

平成 31 年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金変更（中止・廃止）申請額（内訳書）

事業概要				
事業期間	着手年月日 : 平成 年 月 日	完了予定年月日 : 平成 年 月 日		
事業費	内 訳	事業費	補助対象経費	県補助額
		円	円	/
	合 計			

(記入上の注意)

それぞれの枠内の上段に、変更前の内容を括弧書きで記入し、下段に変更する内容を記入してください。変更のない部分は、括弧書きのみとしてください。

(添付書類)

- 1 事業実施に要する経費の算出に必要な資料（見積書、積算書、仕様書等）
- 2 事業スケジュールが分かる資料
- 3 1 及び 2 に掲げる書類のほか、参考となる書類

第3号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
法人名
代表者

印

平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業の実績について、平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

別紙

平成 31 年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金補助事業実績表

事業の成果					
事業期間	着手年月日 : 平成 年 月 日		完了年月日 : 平成 年 月 日		
事業費	内 訳	事業費	補助対象経費	控除額	県補助額
		円	円	/	/
	合 計				

(添付書類)

- 1 補助事業の完了を確認することができる書類
- 2 補助対象経費の支払状況を明らかにした書類
- 3 1 及び 2 に掲げる書類のほか、参考となる書類

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
法人名
代表者



高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金について、平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額
金 円 （補助金確定額）
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

第5号様式（第9条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円也

上記のとおり平成31年度高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金（交付決定通知番号第 号）を概算交付されるよう、請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既 交 付 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円